

青森県報

第四千二百一十号

平成二十八年
九月二十日
(火曜日)

目次

告 示

- 国定公園に関する公園事業の変更……………(自然保護課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………(保健衛生課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………() ……一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………() ……一
- 公 告……………() ……一
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情報システム課) ……二

告 示

青森県告示第六百二一〇号

自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第九条第二項の規定により決定した津軽国定公園に関する公園事業を変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、変更後の公園事業の位置を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課及び弘前市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

岩木山登山線道路（歩道）事業（昭和五十九年二月十八日青森県告示第三百三十号で公示）の変更

変更後の公園事業の名称	位 置
岩木山登山線道路（歩道）事業	起点 青森県弘前市（弥生・国定公園境界） 終点 青森県弘前市（百沢・国定公園境界） 終点 青森県弘前市（岳・国定公園境界）

青森県告示第六百二一〇号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十八年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日 期
主仁会病院	八戸市大字市川町字桔梗野上二の三	平成 二六・〇三〇

青森県告示第六百四〇号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十八年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担当する診療科名	変更年月日
定医	難病指	の区分	竹本 歩			
協立クリニクス	津軽保健生活協同組合 健生病院	名 称	弘前市大字野田二丁目二の一		内科	平成 二六・五・一
青森市東大野二丁目二の一		所 在 地				

青森県告示第六百五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十八年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所在地	指 定 年 月 日
サンケア薬局南類家店	八戸市南類家二丁目一七の三〇	平成 二六・六・一

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目一の一
- 契約の方法
一般競争入札
- 契約の相手方を決定した日
平成二十八年七月二十八日
- 契約の相手方の名称及び住所
株式会社ビジネスサービス
青森市新町二丁目六の二九
- 契約金額
二千二百五十四万七千八百八円
- 契約の相手方を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 入札の公告を行った日
平成二十八年六月十七日

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	--	--------------------------------